

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 次

目 次

◇ 告 示

土地改良区の役員就退任(二件) (農村整備課)

保安林の指定予定(五件) (森林保全課)

保安林の指定の解除予定(〃)

告 示

鳥取県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年九月十三日

退任した役員の氏名及び住所

監事 吹野美彰 西伯郡淀江町大字西原九六一

平成八年三月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事後藤秀雄 西伯郡淀江町大字西原六八八

平成八年四月一日就任 任期平成十一年十月十九日まで

鳥取県告示第六百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長田潤之助 西伯郡中山町下市八四四

〃 安藤洋二郎 西伯郡中山町松河原一四三五―一八

〃 西古英夫 西伯郡中山町下市八五一―四一

〃 岡山稔 西伯郡中山町下市八四四―一〇一

〃 岡村敬子 西伯郡中山町下市八四八―二七

監事 古家光男 西伯郡中山町下市八四二―三五

〃 橋井剛彦 西伯郡中山町殿河内七六五―一〇

平成八年五月五日退任

就任した役員の名及び住所

理事 鹿 島 功 西伯郡中山町塩津九七

〃 佐藤 哲人 西伯郡中山町下市八三六一二

〃 矢田 満弘 西伯郡中山町殿河内七七六一三〇

〃 日置 博也 西伯郡中山町松河原一四三二一三一

〃 浜田 竹一 西伯郡中山町殿河内七七六一二五

監事 渡 辺 豊 西伯郡中山町下市八四四一八一

〃 坂 満男 西伯郡中山町殿河内七七六一三四

平成八年五月六日就任 任期二年

鳥取県告示第六百三十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字樟原字風呂屋ヶ谷三六四、三六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百三十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鷲峰字南所一〇四六、字谷川所一〇五〇の二、一〇五二、一〇五二の二、一〇五三、一〇五五から一〇六〇まで、字渡り手二二二六の二、二二二七、字東山一六四四、一六四六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字御机字本谷七〇七の二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採要件

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町中祖字権現下タ二、四、六、古市字下モ平七七二、字山根田平ラ一七七六から七七九まで、福島字家ノ上エ三三三の一、日南町三栄字地蔵平ラ二二二の二の一、一一二五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ上エ三三三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町霞字塔田八九七、字午休平ラ二〇六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤尾坂五二一一、五二一二、五二一八、五二一九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字猪小路字権善山二二、二三の一、二四、二六、二七、三一、大字北方字夏焼谷五九一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大道一三六九の五〇から一三六九の五九まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため